

第4 参考事項

(1) 違法・有害サイトの動向

(薬物・禁制品関係)

今回の一連の調査の結果、特に顕著に見られたのが、マジックマッシュルーム（以下MM）の栽培キット販売と個人輸入代行サイトである。MMは現在（調査実施時点）、栽培及び個人目的の使用は合法（ただし、成分抽出は薬事法違反）とされている幻覚作用のある植物であるが、ネット上では、あくまでも「観賞・植物標本用」として販売されている。某サイトでは、マリファナやLSD、バイアグラの模倣品も多く、その成分は明らかではない。また、某サイトでは、MMの他に、ヘッドクリーナーやアロマテラピー、御香、試薬品といった名目で、不可解な薬物が扱われている。

複数の輸入代行サイトでは、米国からの輸入が主で、抑制剤のGHB（ガンマヒドロキシ酸）から性機能強化剤、坑鬱剤、育毛剤、ダイエット食品、ホルモン剤まで幅広く扱っている。これら薬物を扱っているサイトでは、通信販売に基づく表示をしているところもあるが、それ以外の公的な証明はまったく見受けられないものが多い。また、日本国内では未承認の薬もあるため、それらに関する効能や服用方法等の表記はされていない。

こうした違法薬物関連を主として販売するサイトは9件が確認された。

(架空口座・名義)

薬物に次いで、架空口座・名義を扱うサイトは非常に多い。ストーカーなどから身を守るという自己防衛の名目で開設されているサイトもある。主な架空商品は、大手都市銀行・郵便口座・携帯電話・国民健康保険・社会健康保険・プロバイダーID・免許証・クレジットカード・ガス電気明細書等である。料金は、都市銀行で1万5千円から2万5千円、郵便口座で1万5千円から3万円が主流であるが、名義指定や地方都市支店、カード・印鑑付きなどの場合は追加料金がかかる。口座付き携帯電話というセットも一般的であった。また、偽造身分証明書の場合、運転免許証が保険証に比べ高価で、35万円もするものもあるが、精度については不明である。

こうした架空口座・偽造身分証明書を主として販売するサイトは10件が確認された。

(その他裏情報系)

裏情報系では、携帯メールアドレスの売買、並びに、闇商売のノウハウ、悪知恵情報などを有料でメール送信するサービスが多く見られた。そうした情報の中には、犯罪に結びつく危険な情報も含まれる。また、一般公募が禁止されている新薬モニターを有料で斡旋しているサイトや、裏物取引と呼ばれる掲示板も多く、闇情報以外に、毒ガス等の危険物も売られていた。アダルト系では、裏本・裏ビデオが顕著である。

こうした裏情報を主として販売するサイトは7件が確認された。

(2) 盗難車情報

・盗難車情報

<http://www.tounansya.com/>

このメッセージボードには都道府県警察からの書き込みも見られた。

・盗難車・ひき逃げ車指名手配機構

<http://www.car-reform.com/nigenet/menu.html>

・バイク盗難撲滅計画

<http://www2.justnet.ne.jp/~ridenet/menu2.html>

バイク盗難情報の共有化によるバイク盗難の撲滅を目的とした活動。

盗難車白書、モニターに写った盗難現場の画像などを収録。

・盗難バイク インターネット捜査網

<http://www02.so-net.ne.jp/~cbx/>

捜索情報の交換を目的とした盗難バイクのリストを掲載。

2001年4月6日

テレビ朝日系列

スーパーJチャンネル

「盗難車国内販売ルートを追え！ー盗難自動車国内で堂々と販売されていたー」

<http://www.jin-net.co.jp/housou.htm>

盗まれた高級車が国内でも販売されていた。

車の盗難被害にあったAさんは、再び同じ車種の車を買った。改造のためにインターネットオークションで部品を物色し、気に入ったものが見つかった。いざ購入と隣町でオークションの現物を見たAさんは先日盗まれたばかりの愛車のあわれな残骸を目にした。

売られていたのは部品だけではなかった。

窃盗グループは、車の譲渡証明書を偽造し、盗難車を正規の販売ルートに乗せていた。第三者の中古車業者、そしてそこで中古車を購入した所有者でさえその車が盗難車であることがわからなかったという。盗難車ロンダリングの現場を暴く。

第5 問題点の整理と今後の課題

(1) ネットオークション業者に対する模範ガイドラインについて

一連の調査により、ネットオークションサイトの規模や知名度に関わらず、むしろ大手と言われるオークションサイトほど、禁制品、販売が禁止されている品、盗品、社会通念上不適切な品の出品が横行しており、加えて出品点数が数百を越える個人出品者がいるなど、種種の問題点が確認できた。

こうした問題が発生する原因の一つは、オークションを利用する際の本人確認方法の不備であったり、不正な出品や不適格者を監視、排除するための主催者側の自助努力の欠如によるものである。現行法で、オークション事業者に出品の監視・停止等の措置を義務づけるのが不可能であるならば、各オークション事業者ごとの運営方針の違い（本人確認方法の違いや監視体勢の違い等）と、それに対するトラブル発生率の比較データを検証した上で、「トラブルを予防するために必要な措置」をガイドライン案として策定する必要があるのではないだろうか。

盗品等の売買や詐欺を防止する上でネットオークション事業者に是非実施して欲しい事項（良心的な事業者なら実際に守れる事項）として、「利用登録時の基準」と「運用システム」の両面から、以下のようなモデルプランが理想と考えられる。

(制限に関する事項)

- 1、無料メールアドレスによる利用登録の制限
- 2、無料プロバイダー経由での利用登録の制限
- 3、匿名メールサービスのメールアドレスによる利用登録の制限
- 4、匿名サーファー経由での利用登録の制限

ネットオークションサイトの中でも、フリーメールでの登録を不可としているところはあるが、フリーメール自体が次々と新たに登場するため、制限リストの更新作業には手間がかかる。

よって、第三機関が一括してリストを作成、更新し、オークション事業者に配布する形を取ることも考慮した方が、導入がしやすくなるだろう。プロバイダのドメインによる利用制限に関しても同様。

(本人確認に関する事項)

1. 電子署名・電子証明書などによる本人認証システムの導入
2. 登録情報が明らかに虚偽と分かった利用者の利用停止

クレジットカードによる本人確認だけでは不十分である。オンラインで与信する項目は「カード番号」と「有効期限」だけであり、サインも必要としないオンラインサインアップでは他人のカード情報でなりすまし登録することは容易である。また、クレジットカードの不正使用があったとしても、オークション事業者がそのことに気づくのは早くとも最初の請求が行われた後となり、その間に詐欺等の違法行為等が行われる危険性は十分にある。

利用者の認識としては、「クレジットカードによる利用登録を行っているサイトは安全だ」という誤った認識があり、取引相手に大して十分な身元確認を怠る可能性があるため、安全性の確保の点からも、犯罪防止の点からも厳格な本人確認の採用は重要な課題と言える。

(運営方法に関する事項)

1. 事業者の連絡先の表示
2. 苦情処理専用窓口の設置
3. 苦情に対する誠意ある対応
4. 利用者に対する禁止事項の遵守
5. 補償、保険の適用実績の開示
6. 被害届受理番号を伴った被害者に対して、取引相手の情報開示

大半のオークションサイトの利用規約では、数多くの禁止事項を設けていながらも、実際にその規約に反する利用者がいたとしても、何らの措置を講じることもせず放置しているサイトが見られる。違法な出品者に対して会員から苦情メールを送っても、一切具体的な回答は返って来ない。また、全てのオークションサイトでは、いかなるトラブルにも一切の責任を負わないと規定し、「すべては当事者同士で解決すること」を要求しているが、それでいて取引相手に関する情報は、守秘義務を理由に「捜査令状」若しくは「捜査関係事項照会状」がない限り一切開示しない。捜査を担当する警察官が連絡をとるための電話番号すら公開おらず、被害者より連絡先を問合せメールを送っても一切回答しないサイトもある。

こうしたガイドラインを元に、認証マークなどを付与するという方法も検討の価値はある。これは行政法規や強行法規等の法律による規制ではないが、認証マーク制度の告知を十分に消費者に行うことにより、オークションサイトを選ぶ基準の一つとして浸透させ、ひいては事業者が法規制によらずとも自発的にガイドラインに準拠するよう、改善していくことを期待できるであろう。

(2) 届出番号、許可証番号の表示義務と信頼性の維持

今回の調査の過程で、ウェブサイト上に「古物営業届出済」「無店舗型性風俗特殊営業届出済」、
「映像送信型性風俗特殊営業届出済」という表記がされていたものが数多く見られたが、管轄の
警察署の名称や、届出番号の表記のないものがあり、また仮に届出番号・許可番号が表記されて
いても、それが確かなものであることを確認することが出来なかった。中には、事業者表示の電
話番号が住所地とは異なる収容局の局番であるものもあった。

こうした番号の表示にあたっては、オンラインショッピングトラストマークなどと同様に、そ
の番号の信頼性を保証するための「認証情報」が必要ではないだろうか。すくなくとも、都道府
県の警察、公安委員会のウェブサイト上に、届出番号や許可番号から事業者情報を検索できる仕
組みが用意されているだけでも、不正表示を抑止する効果はあるものと思われる。

平成 13 年度
社会安全研究財団委託調査研究報告書

WEB110

東京都港区南青山 2-4-15 協立第 2 ビル 302

TEL:03-5771-5375

FAX:03-5771-5376